

(審議) 多目的ダム of 電気事業法の適用について

平成27年3月20日
 商務流通保安グループ
 電力安全課

1. 現行制度

- 多目的ダムは、治水の他、灌漑、上水道用水、工業用水道用水、発電用水などいくつかの用途を兼ねたダムであり、河川法第17条では、河川管理施設と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合の管理の方法について、それらの管理者である国、都道府県、発電事業者、用水関係者等が協議して決めることとなっている。また、用水関係者等が管理を行っているダム等は、同法第17条の協議を行う施設となっていない場合があるが、こうした施設についても、協議の上、管理の方法を決めている。このような施設（以下「共同設備」という。）を利用する事業者は、当該共同設備の設置者に連名でなるため、発電事業者が利用する共同設備については、発電事業者が設置する発電用の電気工作物として、河川法に加え、電気事業法の規制も受けることとなる。

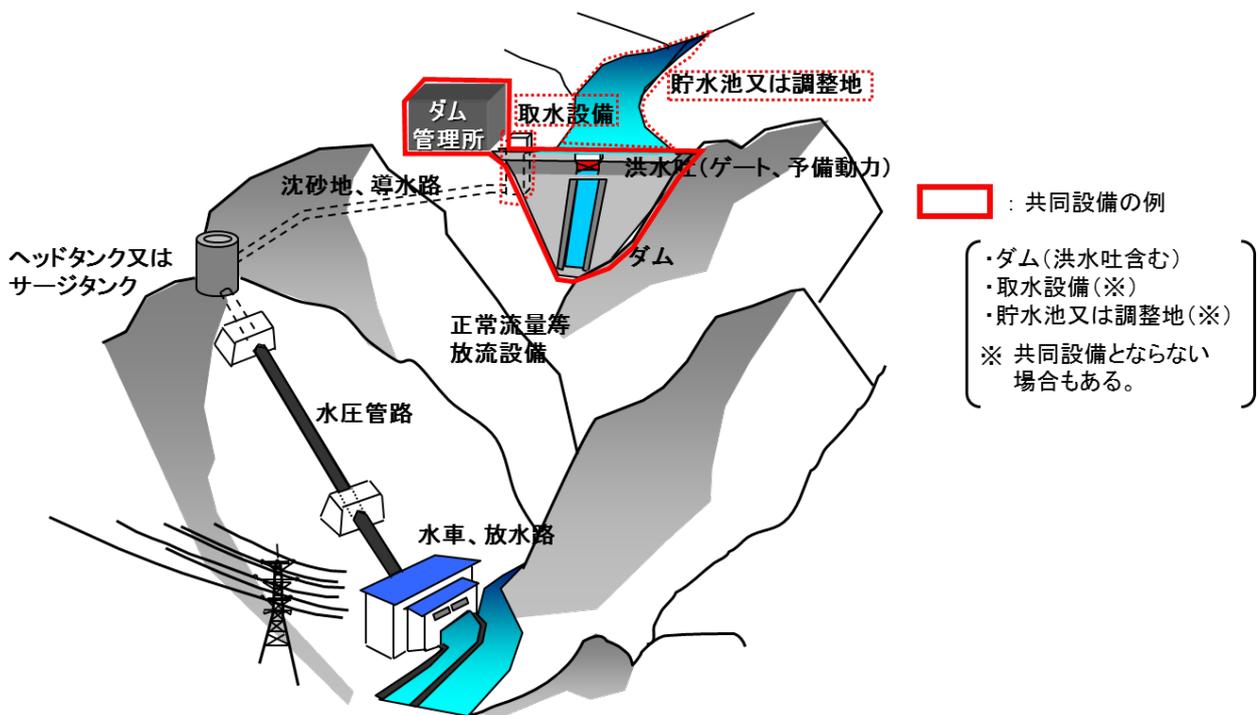


図1. 多目的ダムなどの共同設備と other 工作物の管理区分の例

【参考】河川法第17条

(兼用工作物の工事等の協議)

第十七条 河川管理施設と河川管理施設以外の施設又は工作物（以下「他の工作物」という。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、河川管理者及び他の工作物の管理者は、協議して別に管理の方法を定め、当該河川管理施設及び他の工作物の工事、維持又は操作を行なうことができる。

2 (略)

2. 経緯

- 昨年6月24日に閣議決定された規制改革実施計画において、以下が決定されたため、その内容について検討を行った。

[事項名]

多目的ダムにおける電気工作物規制適用の見直し

[規制改革の内容]

河川法第 17 条の規定に基づき、関係者で協議して管理の方法を別に定めている場合であって、発電事業者が主たる管理者でない場合については、要望者からのヒアリング等を行い、電気事業法の手続の簡素化等を検討し結論を得る。

[実施時期]

平成 26 年度検討・結論

3. 検討の結果

- 河川法と電気事業法において、同じような手続きがある場合については一定の簡素化が可能であると考えられるため、その簡素化の程度について検討した。
- 河川法の手続については、主として共同設備の主たる管理者が進めることとなる。その他の設備利用者も、手続は法律上実施することとなっているものの、運用により、手続の際の書類の簡素化（添付書類の省略）が図られている。（工作物の新築等の許可（河川法第 26 条）等）
- 他方、電気事業法においては、工事計画届出の際にこのような書類の簡素化は行っていないため、発電事業者は主たる管理者から書類を入手し、様式を整えて、工事計画を届け出ている。
- 共同設備に対して河川法と電気事業法が求める技術的要件（*）については、現行では同等であるため、電気事業法の工事計画については、河川法同様、発電事業者が主たる管理者でない場合の運用の合理化が可能（河川法に基づき主たる管理者が作成した資料の写しをもって工事計画の添付書類と替えることを認めるなど）であると考えられる。
 - * 例えば、地震、洪水や水圧等のリスクに対しダムが安全な構造を有することなど
- また、河川法では、工事完成後に河川法が求める技術的要件に適合していることを確認するため検査（完成検査（河川法第 30 条）等）を行うが、主たる管理者でない発電事業者がこれと同等の検査を行うことはなく、河川管理者等による検査の結果を電気事業法の様式に整えて、電気事業法上の検査（使用前自主検査・安全管理審査（同法第 51 条））に対応している。
- そのため、使用前自主検査・安全管理審査についても、河川法の検査が適切になされていることをもって、発電事業者は手続不要とする運用の合理化が可能であると考えられる。
- ただし、洪水吐きゲート操作用予備動力設備については、河川法では工事の計画段階の手続を求めておらず、届出書類等が存在しない一方で、電気事業法では手続を求めているため、運用合理化の対象外とする。また、現行では河川法と電気事業法で一致している技術的要件が今後一致しなくなった場合（例えば電気事業法で電気の安定供給の観点からの技術基準を策定する等）にも運用合理化の対象外となる。

4. スケジュール（予定）

- 平成 27 年 5 月 パブリックコメント
- 平成 27 年 6 月以降 省令等改正